

広陵消防署大規模改修工事仕様書

第1章 総則

第1 目的

本仕様書は、奈良県広域消防組合広陵消防署（以下「発注者」という。）が実施する「広陵消防署大規模改修工事」（以下「本工事」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 一般事項

1 受注者は、関係法令の規定に則り本工事を実施するほか、設計図書（別紙の設計図、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等の最新版（以下「仕様書等」という。）、本仕様書及び質問回答書）に従い責任をもって履行すること。

2 優先順位

すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の（1）から（4）までの順番のとおりとし、これにより難い場合は発注者と協議するものとする。

- （1）質疑回答書
- （2）本仕様書
- （3）別紙の設計図
- （4）仕様書等

3 仕様書等は、以下の●印を付したものを適用する。

- 公共建築工事標準仕様書（●建築工事編 ●電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（●建築工事編 ●電気設備工事編）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 公共建築設備工事標準図（●電気設備工事編）
- 建築工事監理指針 ●電気設備工事監理指針
- 建築改修工事監理指針
- その他（ ）

第3 工事期間

契約締結日翌日から令和9年2月26日まで

※原則として、工事時間は平日の9時から17時までの間とする。

※詳細な施工日程については、発注者と協議の上、決定すること。

第4 工事概要

1 工事場所

（地名地番）奈良県北葛城郡広陵町大字疋相 374 番地 1

（施設名称）奈良県広域消防組合広陵消防署

2 工事名称

広陵消防署大規模改修工事

3 工事概要

広陵消防署本庁舎、倉庫棟、訓練棟及び副訓練棟の建築工事、電気設備工事

4 建物概要

広陵消防署庁舎棟・倉庫棟鉄骨造 2 階建て、訓練棟・副訓練棟鉄骨造 4 階建て

第 5 官公庁等への届出手続等

- 1 工事に必要な官公庁等への諸手続等は、原則として受注者が行うこと。
- 2 諸手続等を行うにあたっては、その内容についてあらかじめ発注者が指定する担当者（以下「担当者」という。）と協議を行うこと。

第 6 提出書類等

受注者は、建設工事請負契約書に定めのあるもののほか、工事関係書類として以下の●印を付した書類を提出するものとする。

- 工事着工届
- 工事竣工届
- 工事引渡書
- 実施工程表
- 現場代理人及び主任技術者選任届
- 経歴書（主任技術者のみ）
- 完成図（施工図及び施工計画書を除く）
- 完成図 C A D データ（C D - R 等）
- 施工図
- 施工計画書（仮設計画を含む）
- 保全に関する資料
- 工事写真
- 各種承諾図
- 工事記録簿
- 打合せ記録
- 産業廃棄物処理計画書
- 産業廃棄物管理表（マニフェストの写し）
- 保証書等
- その他（ ）

第 7 工事完了

本工事に関する諸検査は、担当者立会いのうえ行うものとし、検査に合格した後、適切な書類の提出があったことをもって工事の完了とする。

なお、検査に要する費用はすべて受注者が負担するものとする。

第 8 支払条件

受注者は、工事完了後、発注者が適法な支払請求を受けた日から 40 日以内に受注者が指

定する銀行口座に振り込むこととする。

第9 安全管理

- 1 受注者は本工事の施工にあたり、「労働安全衛生法」その他関係法令の規定に則り、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- 2 受注者は本工事の施工にあたり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、担当者に報告する。
 - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を担当者に報告する。
 - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を担当者に報告のうえ、対応を行う。
- 3 工事の関係車両は、道路交通法を遵守し交通安全の確保に努めること。また車両の駐停車場所について担当者と協議を行うこと。

第10 疑義

- 1 本仕様書又は別紙の設計図に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で別紙の設計図によることが困難、若しくは、不都合が生じた場合又は別紙の設計図に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、担当者と協議する。
- 2 1の協議を行った結果、別紙の設計図の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

第2章 施工仕様

第1 施工計画

受注者は契約後速やかに担当者と打合わせ、現地調査、関連業者との連絡等を十分に行って施工計画書を作成し、担当者の承認を得ること。

なお、当該施工計画書に変更が生じた場合は、変更施工計画書を直ちに提出し担当者の承認を得なければならない。

※本施設は無休施設であるので、本工事の実施に伴い本施設の業務に支障を与えないよう特に留意すること。

第2 施工管理

- 1 本工事は施工計画書に基づき、工期内に完了できるよう行わなければならない。
- 2 担当者と行った主要な協議事項等は、受注者が打合せ記録を作成し、担当者の承認を得ること。

第3 現場管理

- 1 本工事で指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。施工上必要

がある場合は、あらかじめ担当者の承認を得ること。

- 2 停電・断水等が運用中の設備に係る場合、担当者と協議を行い、その影響を極力少なくするよう調整すること。
- 3 施工に必要な工事用電力、水等は、当該施設内の利用可能な範囲は原則として発注者の負担とするが、受注者は節電、節水に努めること。
- 4 施工が完了した時は、後片づけ、清掃等を完全に実施しなければならない。

第4 内容変更

- 1 発注者による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁等の指示、条件、規則、規格等によるものについては、受注者の負担により行うものとする。
- 2 受注者の都合による変更は、あらかじめその内容及び理由を明らかにし、担当者と協議するものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が変更前と同等以上の仕様と認めたときに限り承認するものとする。

なお、この場合にあつては原則として請負金額は増額しないものとする。

- 3 仕様書に指定された内容が施工困難な場合等は、その理由、変更内容を担当者に書面で申し出て協議することとし、変更部分の金額については第1項に準ずるものとする。

第5 施工

1 施工内容

本工事の施工内容は以下のとおりとする他、詳細にあつては貸与するCDに入っている設計図1、2、および3による。

(1) 建築工事

- ・外壁改修（クラック、浮きの調査・補修、シーリングの更新、建築仕上塗材の更新）
- ・破風板、鼻隠しの更新

(2) 電気設備工事

- ・照明器具(非常照明含む)の更新
- ・非常用発電機(5kVA)の更新
- ・監視カメラの新設(4台)

(3) その他

既存設備のうち、現在不使用となっているもので撤去可能な機械、配線及び配管等については可能な限り撤去するものとする。

(4) 注意事項

施工にあたり、備品等に破損・汚損の無いようにビニルシートで覆うなどの養生を十分行うこと。また、施工後の片付け清掃も念入りに行うこと。

通常の天井高さの内部足場は脚立足場の使用を想定しているが、訓練棟外部の外灯などについては高所作業車での作業を想定している。

- アスベスト含有材について

庁舎棟の図示部分、および倉庫棟の下記の部材は製造年月日からアスベスト含有の可能性のあることから注意して作業すること。破砕や電動工具によるケレン等が必要な場合は、労基署への届出等関係法令に基づき適切に対応すること。

<アスベスト含有のおそれのある部材>

天井材：ケイ酸カルシウム板 1階トイレ

2 保護及び危険防止

本工事に際しては、建物、既設機器、配線等に損傷を与えないよう適切な保護養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、担当者の指示に従って速やかに復旧させること。

施工に際し、職員、来庁者等及び第三者に危険のおそれがある場合は、適切な危険防止設備を設けること。

万一、事故が発生した場合は、受注者の責任において速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに担当者に報告し指示を受けること。

3 写真

(1) 写真

施工前、施工中については、工程ごとに写真撮影及び整理し担当者に提出すること。

(2) 完成写真

施工後の完成写真を撮影し、担当者に提出すること。

4 工事記録簿

次の内容を記録し、担当者に提出すること。

(1) 日時、天候

(2) 作業内容及び場所

(3) 作業人員（職種）及び時間

(4) 記事（施工上記録し、保存しておくべき事項、その他）